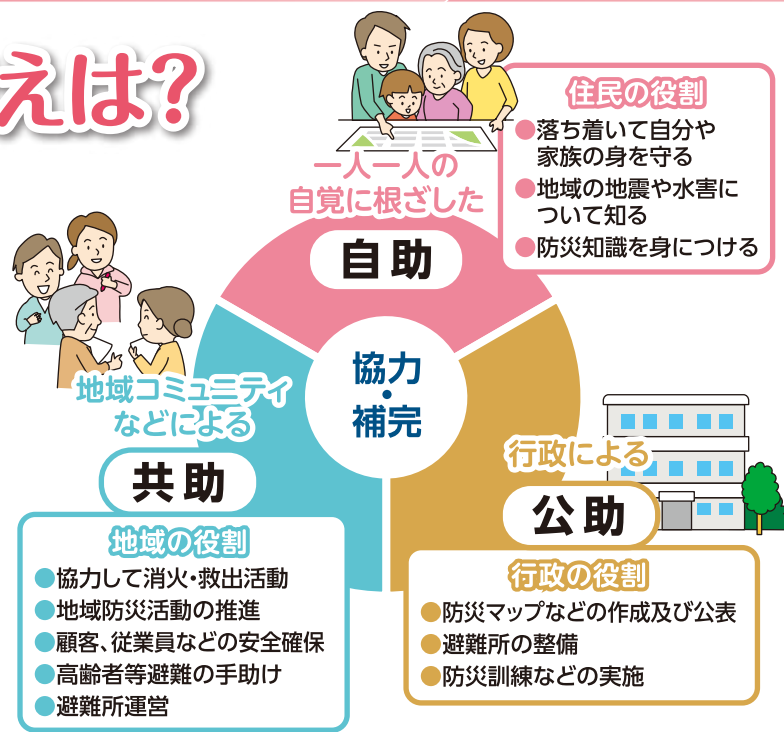


# 日頃からの備えは?

## みんなで助け合う

阪神淡路大震災や東日本大震災など、過去に起きた大きな災害の教訓から、住民の皆さんの生命を守る局面で最も大切なことは、住民の皆さん自身の力であると言われています。

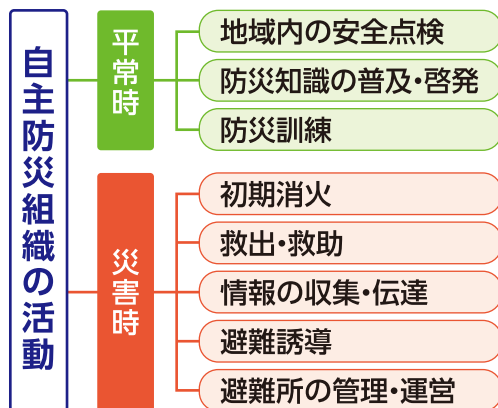
災害による被害を少しでも軽減するために、行政が行う防災対策である「公助」とともに、自らの命は自らで守る「自助」、地域の安全は地域で守る「共助」を高めることが、防災・減災を実現するうえで、とても重要です。



## 自主防災組織の活動に参加しよう! ~災害時にはとても大きな共助の力~

**「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもとに地域住民が防災活動に取り組む組織です。**

自主防災組織では、災害時に備えた活動のほかにも、平常時から皆さんの暮らしに役立つ様々な活動を行っています。



### 自主防災組織などのつながり

阪神淡路大震災では、家族やご近所によって生き埋めになった人が捜索され、生きて救出されたケースもありました。自主防災組織や自治会などを通じて、家族と地域が顔見知りになっておくことが、互いの命を救い、助け合うきっかけになります。

- 地域の自主防災組織や自治会に加入しておきましょう。
- 地域で協力して、救出道具や医薬品、食料などを準備しましょう。
- 地域で行う防災訓練などの行事に参加しましょう。

### 避難所は自分たちで運営

災害時には、避難所を自分たちで運営することが求められます。物資の配布や清掃活動などの様々な避難所での活動をみんなで助け合い、運営していきましょう。

- 女性や子どもをはじめ、みんなのプライバシーに配慮しましょう。
- スペースの配置は、要配慮者の移動距離などに配慮し、割り振りましょう。



# 要配慮者の方へ(1人で逃げるのが不安な方へ)

## 要配慮者と避難行動要支援者とは?

### ① 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、その他、災害が起きた時に、特に支援や配慮を必要とする人のことです。(災害対策基本法より)

### ② 避難行動要支援者

災害が発生又は発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要とされている人です。

要配慮者

避難行動  
要支援者

## 大東市では「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。

災害対策基本法が改正され(平成26年4月1日施行)、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

## ① 対象となる方は?

大東市では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

### 在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方

- ① 要介護3~5の認定を受けている。
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持している。
- ③ 療育手帳A判定を所持している。
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している。
- ⑤ あんしん・通報システムを利用している。
- ⑥ 避難行動に支援を必要とする難病患者である。
- ⑦ 市長が特に必要と認めた方。\*



\*⑦:①~⑥に該当しないが、何らかの理由で災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要と市長が認めた方。

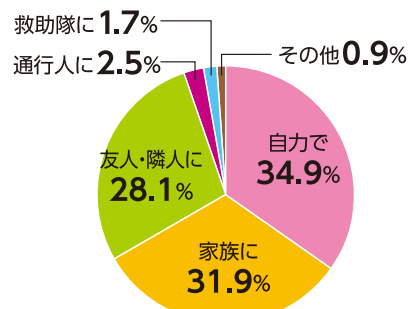
### 上記対象者で避難に不安な人は登録しましょう!

詳細次ページへ

#### 登録に関するお問い合わせ先

- ⑥・⑦に該当する方 → 危機管理室 ☎072-889-1511
- ①・⑤に該当する方 → 高齢介護室 ☎072-800-3244
- ②・③・④に該当する方 → 障害福祉課 ☎072-870-9630

### 阪神淡路大震災の救助割合



\*兵庫県南部地震における火災に関する報告書(日本火災学会より)